

センサス分析にみる漁業管理組織の特性とその現状

西村 絵美（東京海洋大学大学院）

E-mail:e-cuberei@hotmail.co.jp

1. はじめに

80年代前半に端を発する「資源管理型漁業」（以下、管理型）の政策的推進の流れの中で、その担い手としての漁業管理組織に注目が集まるようになって以来、はや30年余りが経過している。とはいえ、漁業者による自発的な操業管理集団そのものは、古くから日本各地の前浜に存在していた。しかし、その現実的な管理の実践が焦点化されるようになる以前に、「管理型」という用語が政策理念を指すものとしてすでに登場しており、その政策的推進の過程で現実の管理実体との接近が図られてきたのである⁽¹⁾。実際的な水産庁の資源管理関連事業は、84年から86年にかけての「第1期マル管」（沿岸域漁業管理適正化方式開発調査）、87年から89年の「第2期マル管」（漁業高度管理適正化方式開発調査）、88年から90年の「資培管」（資源培養管理対策推進事業）、91年から95年の「資源管理型漁業推進総合対策」を経て、1漁業・1魚種対応から複数漁業・複数魚種対応の管理モデル開発、さらにはそれら管理モデルの実用化へと向かって進展してきた⁽²⁾。これに伴って、沿岸各地で管理組織の設立が進み、漁業経営の安定と資源の持続的利用を同時に達成させる試みとしての「管理型」の広範な普及推進は、現在でもなお重要な政策課題の一つとなっている。

漁業管理組織に関する調査結果が具体的データとしてセンサス上に登場するのは、第8次漁業センサスからである。これまで漁業センサスの統計分析は、複数の研究者により行われ、特に漁業管理組織に関する部分は、第8次センサスで長谷川彰、宮澤晴彦、第9次センサスで加藤辰夫、佐久間美明、第10次センサスで佐久間美明、第11次センサスで三木奈都子がそれぞれ整理している⁽³⁾。近年における資源状況、漁場条件、市場条件などの沿岸漁業を取り巻く環境の悪化により、管理組織の先行きはなかなか厳しい。しかし、このような情勢の中でも、管理組織が周囲の状況変化に伴って自身も行動変化することで様々な困難に対応しようとしていることもまた事実である。これからの管理組織のあり方を考える上で、基本的な漁業管理組織の特性や現状等について、今一度整理しておくことは肝要であろう。本稿では、第8次センサスが実施された1988年から直近の第12次センサスの2008年まで、過去20年にわたって管理組織がどのように変化してきたのか、センサスデータを追うことで、未来につながる管理組織の現状をしっかりと把握したい。

2. 管理組織のセンサス統計分析

1) 漁業管理組織の定義

第8次センサスにおける「漁業管理組織」の定義は、「漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集合体であって、一定の取決めに基づき、漁業資源の管理、漁場の管理及び漁獲の管理を行っているもの⁽⁴⁾」である。その後、第9次、第10次センサスと、第8次センサスの定義をそのまま踏襲するが、第9次センサスでは、「漁業資源の管理」として「漁獲枠の取決め、資源量の把握、漁業資源の増殖等」が、「漁獲の管理」として「漁獲サイズの規制、漁獲量の規制等」が、それぞれ付記されている⁽⁵⁾。そして、第11次センサスからは、「自主的な」管理を実践しており、且つ管理に関する取決めが「文書による」ものであることが漁業管理組織の新たな要件となる⁽⁶⁾。また、第12次センサスからは、「漁業協同組合または漁業協同組合連合会が関与している組織⁽⁷⁾」であることが更なる要件として加えられ、さらに管理組織の数が限定されることとなった。漁業センサス上の「漁業管理組織」の定義の変遷を、表1に示した。

表1 漁業センサス上の「漁業管理組織」の定義の変遷

第8次(1988)	第9次(1993)	第10次(1998)	第11次(2003)	第12次(2008)
漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集合体 一定の取決めに基づく漁業資源の管理、漁場の管理、漁獲の管理の実践	8次センサスと同じ。 () 漁業資源の管理 =(漁獲枠の取決め、資源量の把握、漁業資源の増殖等) 漁獲の管理 =(漁獲サイズの規制、漁獲量の規制等)	8次センサスと同じ。	漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まり 自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理の実践 文書による取決めあり	漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体の集合 自主的な漁業資源の管理、漁場の管理または漁獲の管理 漁業管理について文書による取決めあり 漁業協同組合または漁業協同組合連合会の関与

資料：第8～12次漁業センサスより作成

2) 漁業管理組織の特性

(1) 管理組織の運営主体

表2に示したように、漁業管理組織の総数は、88年から93年、93年から98年と、5年間で約14%(13.8%)ずつの増加率を維持してきたが、2003年に一時的な落ち込み(98年比7.3%減)を経験し、その後の2008年には再び増加傾向(03年比8.1%増)を見せている。2003年の総数低下は、第11次センサスにおいて、以前まではなかった漁業管理に関する「文書による取決めの作成」が、「漁業管理組織」の要件として新たに付加されたことが背景にあるものと考えられる。管理組織に関する定義の一部変更により、一時的に減少したように見える管理組織の総数ではあるが、文書による取決めのある組織数の推移を確認すると、そこにははっきりとした増加傾向を見ることができる。文書による取決めを有する組織数は、970組織、72.4%(1988年) 1,133組織、74.3%(1993年) 1,312組織、75.7%(1998年) 1,608組織(2003年) 1,738組織(2008年)と推移し、増加率で見れば、16.8%(88年-93年) 15.8%(93年-98年) 22.6%(98年-03年) 8.1%(03年-08年)を記録している⁽⁸⁾。特に98年から03年の5年間における増加率は20%を超え、過去20年間で最も高い数値となった。

漁業管理組織の運営主体としては、「漁協下部組織」が最も多く、2008年度では全体の45.0%と半数弱を占めている。次に多いのが「漁協単一組織」であり、2008年度で全体の28.5%を占めるほか、「漁協任意組織」が19.8%、「漁協連合組織」が6.7%と続いている。即ち、日本においては漁業種類別部会や青年部等の「漁協下部組織」か、または漁協そのもの(=「単一組織」)を中心とした漁業管理が実施されていることが大半で、管理組織を語る上で、管理の実行主体としての漁業協同組合の存在が重大要素として浮かび上がる。「漁協下部組織」を管理主体とする組織は、88年以降ゆるやかに

増加し、08年には88年比で約1.47倍(5.3ポイント増)となった。一方、「漁協単一組織」を管理主体とする組織は、88年から08年にかけて増加率が14.0%(約1.14倍)に留まり、構成比は4.0ポイント低下した。「漁協連合組織」、「漁協任意組織」を管理主体とする組織は、それぞれ08年で、前者が98年比約1.53倍(1.7ポイント増)、後者が88年比約1.45倍(2.1ポイント増)となっている。「その他団体組織」は、88年から93年にかけて37.8%減(4.6ポイント減)と大きくその数を減少させ、その後も引き続き緩やかに減少、03年には88年比44.4%減(5.4ポイント減)となった。

表2 運営主体別漁業管理組織数の推移

		1988年		1993年		1998年		2003年		2008年	
		実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)
漁業協同組合	単一組織	435	32.5	452	29.7	463	26.7	413	25.7	496	28.5
	連合組織	-	-	76	5.0	106	6.1	109	6.8	116	6.7
	下部組織	532	39.7	598	39.2	742	42.8	701	43.6	782	45.0
	任意組織	237	17.7	314	20.6	333	19.2	310	19.3	344	19.8
その他団体組織		135	10.1	84	5.5	90	5.2	75	4.7	-	-
合計		1,339	100.0	1,524	100.0	1,734	100.0	1,608	100.0	1,738	100.0

注) 第8次(1988年)漁業センサスでは、「漁協連合組織」のデータ項目自体が存在しない。第12次(2008年)漁業センサスでは、「漁協又は漁協連合会」が関与していない組織を指す「その他の団体組織」が調査対象から除外されている。

資料: 第8~12次漁業センサスより作成

(2) 参加経営体の規模

管理組織への参加経営体規模としては、88年から一貫して「10~20経営体」、「30~50経営体」、「50~100経営体」の3階層が多いことがわかる(表3参照)。参加経営体が「10~20経営体」の組織は、08年で356組織(20.5%)と最も多く、88年と比較して4.9ポイントの増加が認められるが、93年以降は構成比に大きな変化はない。「30~50経営体」層は、98年以降わずかながら増加するものの、08年には88年比1.1ポイント増に留まる315組織(18.1%)となった。「50~100経営体」層は、88年以降、その構成比が緩やかな減少傾向にあり、08年で88年比5.1ポイント減の290組織(16.7%)となった。

88年から08年までの20年間で、構成比が比較的大きく増加しているのは、「10経営体未満」層(6.9ポイント増)、「10~20経営体」層(4.9ポイント増)の2階層であるが、前述の通り、後者は93年以降横ばいの状態にある。逆に構成比の大きな減少が見られるのは、「50~100経営体」層(5.1ポイント減)、「100~200経営体」層(4.7ポイント減)である。参加経営体規模の小さな組織が増加している一方で、100経営体以上の大型組織は一貫して減少傾向を示している。

直近の08年では、30経営体未満で構成される組織が47.4%と全体の約半数を占めている。一方、100経営体以上を抱える組織は、全体の2割弱(17.8%)に過ぎない。100経営体以上の組織の構成割合は、26.4%(1988年) 20.7%(1993年) 17.2%(1998年) 18.5%(2003年) 17.8%(2008年)と低下し、08年には88年比で8.6ポイント減少した。逆に、30経営体未満で構成される組織の割合は、34.9%(1988年) 42.9%(1993年) 47.3%(1998年) 46.4%(2003年) 47.4%(2008年)と、08年で88年比12.5ポイントもの増加が見られる。少数の経営体から成る組織であるほど合意形成等を含む組織運営が円滑に行われやすいことを考えれば、極めて当然の結果であろう。加えて、次の表4で示す管理範囲の問題とも関わるが、広域的な管理組織を結成するとなれば参加経営体の多い大型組織とならざるを得ない。表3において見られるような100経営体以上が参加する大型組織数の伸び悩みは、同時に漁業管理の広域化の困難性をも露呈していると考えられる。

表3 参加経営体別漁業管理組織数の推移

	1988年		1993年		1998年		2003年		2008年	
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)
10未満	95	7.1	145	9.5	224	12.9	196	12.2	244	14.0
10～20	209	15.6	293	19.2	353	20.4	310	19.3	356	20.5
20～30	163	12.2	216	14.2	243	14.0	240	14.9	224	12.9
30～50	227	17.0	258	16.9	294	17.0	279	17.4	315	18.1
50～100	292	21.8	296	19.4	321	18.5	285	17.7	290	16.7
100～200	191	14.3	184	12.1	176	10.1	168	10.4	167	9.6
200～300	82	6.1	63	4.1	60	3.5	69	4.3	62	3.6
300以上	80	6.0	69	4.5	63	3.6	61	3.8	80	4.6
合計	1,339	100.0	1,524	100.0	1,734	100.0	1,608	100.0	1,738	100.0

資料：第8～12次センサスより作成

(3) 管理の地理的範囲

漁業管理に係る調整範囲別の組織数については表4に示したが、データ項目に大きな変化が見られるので、注意して管理組織の動向を読み取る必要がある(表の注参照)。表4において一見して明らかなのは、「1漁業地区内」を調整範囲とする組織数の多さである。88年には9割(90.0%)の管理組織が「1漁業地区内」を調整範囲とし、特に93年からは大きくその割合を低下させていくものの、それでも03年で7割弱(66.0%)の組織が、1つの漁業地区内で漁業管理を実施している。管理のしやすさという点から言えば、できるだけ狭い地理的範囲を対象とするほうが管理の実効性が高いことは容易に想像できる。また、表1で確認したとおり、管理組織には漁協や漁協下部組織を運営主体とするものが多く、近年の漁協合併の動きはあるにしても、沿岸漁協がそもそも漁業地区ごとに設けられていることを考えれば、至極当然の結果と言えよう。一方、88年から93年の5年間で、「3～4漁業地区内」を調整範囲とする組織は、0.6ポイントと若干ではあるが増加し、「5漁業地区以上」を管理範囲とするものも1.4ポイントの増加が見られる。98年以降は、それらのデータ項目が削除され、統計区分がさらに広い範囲を網羅したものへと変更されたためにデータの不連続が起こっているが、「1漁業地区内」を調整範囲とする組織数に関しては、88年から03年までの15年間にわたり継続的に減少傾向を示すデータが得られていること、前述の通りである。

1998年以降のデータより分析すれば、98年から03年にかけての「1漁業地区内」を調整範囲とする組織数の減少(7.8ポイント減)とは対照的に、「1市区町村内」、「複数の市区町村内」を調整範囲とする組織数は、前者が4.6ポイント、後者が2.8ポイント増加している。但し、「複数の市区町村内」を調整範囲とする組織数については、03年以降減少に転じ、03年から08年の5年間で1.7ポイント減となっている。2008年センサスにおける統計区分の変更により、再びデータの不連続が生じており、「1市区町村内」を調整範囲とする組織数の増減については、03年以降、正確な数値を把握することが不可能である(表の注参照)。一方で、「都道府県の全域」、「複数の都道府県」に跨って管理を行う組織数には目立った変化がなく、98年からの10年間を見てもほぼ横ばいの状態である。これら一連のデータからは、管理範囲の拡大・広域化傾向が、単県レベル以上を調整範囲に持つ大型組織の増加によるものではなく、主としてその管理範囲が1市区町村レベルに留まる中規模組織の増加によるものであることが読み取れる。全体の流れとしては、管理範囲の広域化に向かっていることは確かである。しかし、広域化のレベルはそれほど高いとは言えず、広域的な管理実現の困難さが窺い知れる。「複数の市区町村内」、「都道府県の全域」、「複数の都道府県」の3項目を合わせた組織数の推移を見ても、7.9%(1998年) 11.2%(2003年) 9.0%(2008年)と、漁協合併が進んだ今日においても漁業管理の広域化はそれほど進んでいないように見受けられる。

表4 漁業管理に係る調整の範囲別組織数の推移

	1988年		1993年		1998年		2003年		2008年	
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)
1漁業地区内	1,205	90.0	1,344	88.2	1,279	73.8	1,062	66.0	-	-
2漁業地区内	60	4.5	66	4.3						
3～4漁業地区内	36	2.7	50	3.3						
5漁業地区以上	38	2.8	64	4.2						
1市区町村内					316	18.2	366	22.8	1,581	91.0
複数の市区町村内					122	7.0	157	9.8	141	8.1
都道府県の全域					13	0.7	16	1.0	11	0.6
複数の都道府県					4	0.2	7	0.4	5	0.3
合計	1,339	100.0	1,524	100.0	1,734	100.0	1,608	100.0	1,738	100.0

注) データ項目の変化に注意が必要である。1988年から1993年までは、項目区分の単位を漁業地区に限定していたが、1998年以降は、管理範囲の拡大・広域化を反映して、「市区町村」や「都道府県」までをデータ項目に含めるようになってきている。なお、2008年度は、「1漁業地区内」の項目自体が削除されており、「1市区町村内」のデータに統合されたものと推測される。そうだとすれば、2008年度のデータ項目に合わせて分析すると、2008年という「1市区町村内」を調整範囲とする管理組織数は、1,595組織、92.0%(1998年) 1,428組織、88.8%(2003年) 1,581組織、91.0%(2008年)と推移したことになり、構成比では08年で98年比1.0ポイント減(実数で0.9%減)と、数としては大きく変化していない。

資料：第8～12次センサスより作成

(4) 管理対象魚種

管理対象魚種別に組織数を追った表5からは、「アワビ類」、「サザエ」などの貝類や、「ウニ類」、「コンブ以外の海藻類」といった定着性資源を対象に据えた管理組織が多く形成されていることが読み取れる。それ以外の魚種にしても、底物で移動の少ないものが多い。一方で、遊泳性の魚類を管理対象とする組織は少なく、比較的管理のしやすい定着性資源に管理が集中する傾向は、93年からの15年間を通してほぼ変化していないと考えられる。「ナマコ類」、「コンブ以外の海藻類」については、03年から08年にかけて管理組織の総数が大きく増加しており、前者で約2.77倍(11.3ポイント増)、後者で約1.95倍(9.6ポイント増)となっている。

表5 管理対象魚種別漁業管理組織数の推移(上位11魚種)

	1993年		1998年		2003年		2008年	
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)
アワビ類	547	35.9	562	32.4	510	31.7	594	34.2
サザエ	358	23.5	387	22.3	355	22.1	439	25.3
ウニ類	352	23.1	376	21.7	370	23.0	428	24.6
コンブ以外の海藻類	149	9.8	153	8.8	194	12.1	378	21.7
ナマコ類	94	6.2	118	6.8	117	7.3	324	18.6
ヒラメ	120	7.9	247	14.2	188	11.7	318	18.3
その他の貝類	189	12.4	227	13.1	209	13.0	291	16.7
その他の魚類	209	13.7	221	12.7	216	13.4	240	13.8
マダイ	78	5.1	121	7.0	142	8.8	214	12.3
カレイ類	122	8.0	158	9.1	166	10.3	207	11.9
イセエビ	214	14.0	242	14.0	162	10.1	190	10.9
合計	1,524	100.0	1,734	100.0	1,608	100.0	1,738	100.0

資料：第9～12次漁業センサスより作成

注1) 2008年の構成比を基準に上位11魚種を選定した。

注2) 第9次(1993年)漁業センサスにおける「その他の浮魚類」、「その他の底魚類」を「その他の魚類」として統一整理した。

注3) 「その他の貝類」=アワビ、サザエ、アサリ、ホタテ、ホッキ以外の貝類

(5) 管理対象漁業種類

管理対象とする漁業種類別の管理組織数については、統計データの不連続性を考慮した分析を要する。表6に示した当該データについて、98年と03年の間には明確な境界線を引くことができる。即ち、88年から98年までは、「主とする管理対象漁業種類別」データ、03年から08年までが「営んだ管理対象漁業種類別」データによるものである（表6の注1参照）。よって、03年以前と以後にデータを分けて詳しく見ていくことにしたい。

まず、03年以前では、「採貝・採藻」、「刺網」、「その他の漁業」⁽⁹⁾、「小型底曳網」で管理組織の設立が多いことが確認できる（表6参照）。98年では、「採貝・採藻」が36.0%、「刺網」が21.8%、「その他の漁業」が16.0%、「小型底曳網」が13.7%と、これら4漁業種を管理する組織で9割弱（87.5%）を占める。このうち、構成比で見て「小型底曳網」、「刺網」を対象とする組織については横ばいか微増、「採貝・採藻」に関する組織は減少傾向、「その他の漁業」に関する組織は、88年から93年にかけて若干増加するも93年以降は横ばい、という状況にある。それら4種以外の漁業種類を対象とする組織については、微増か横ばい傾向を示すものがほとんどであるが、「海面養殖業」に関する組織は、88年から98年までの10年間でわずかに1.1ポイントの減少を示した。注目は「釣り」に関する組織であり、93年から98年までの5年間で、構成比で1.4ポイント、実数でも約2.1倍に増加した。「上記以外の漁業」については、93年以降の統計項目の変更により、93年以前と以後でその意味合いが異なっている（表6の注3参照）。データの連続性の観点から、88年のデータに合わせて93年、98年の「上記以外の漁業」を対象とする組織数を算出し、分析すると次のような結果が得られた⁽¹⁰⁾。即ち、「上記以外の漁業」に関する組織は、98組織、7.3%（1988年） 119組織、7.8%（1993年） 173組織、10.1%（1998年）と増加傾向で推移し、98年では88年比で2.8ポイント増となった。

次に、03年以後のデータについて分析する。2008年において管理組織数の多い漁業種類は、「採貝・採藻」(47.8%)「刺網」(36.5%)「その他の漁業」(34.6%)「小型底曳網」(19.4%)「釣り」(19.1%)である。03年から08年にかけては、すべての漁業種類で組織数の増加が確認できるほか、その増加幅も大きいものが多い。中でも、「釣り」、「海面養殖業」に関する組織は、5年間でそれぞれ8.7ポイント増（実数で約1.98倍）、8.6ポイント増（実数で約3.18倍）となったほか、「刺網」、「定置網」、「はえ縄」に関する組織でも、5.9ポイント増（実数で1.29倍）、5.6ポイント増（実数で1.75倍）、5.3ポイント増（実数で約1.98倍）と比較的高い値を示した。さらに連続的なデータ検証を行うため、第10次センサスより98年度の「営んだ管理対象漁業種類別」データを新たに抜き出し、03年以降のデータと照らし合わせてみると、以下のような結果が確認された⁽¹¹⁾。98年から08年までの10年間で、増加幅の大きかったものは、「釣り」に関する組織（13.0ポイント増、実数で約3.13倍）「海面養殖業」に関する組織（10.0ポイント増、実数で約5.95倍）「定置網」に関する組織（9.6ポイント増、実数で約2.88倍）「刺網」に関する組織（8.0ポイント増、約1.28倍）「はえ縄」に関する組織（7.2ポイント増、約2.62倍）である。98年の管理組織総数（1,734組織）は、08年のそれ（1,738組織）とほぼ同数であり、前記に挙げた漁業種類における組織数の増加幅の大きさが明瞭に読み取れる。また、「はえ縄」、「定置網」、「釣り」など、これまで管理組織の設立が少なかった漁業種類で組織数の大きな増加が確認されたことは、漁業管理の広範な普及が進行している事実を物語るものと考えられる⁽¹²⁾。

表 6 管理対象漁業種類別漁業管理組織数の推移

	1988年		1993年		1998年		2003年		2008年		
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	
底曳網	小型底曳網	183	13.7	212	13.9	237	13.7	275	17.1	338	19.4
	小底以外			12	0.8	20	1.2	23	1.4	32	1.8
	計			224	14.7	257	14.8	298	18.5	370	21.3
刺網	275	20.5	312	20.5	378	21.8	492	30.6	635	36.5	
釣り	-	-	25	1.6	52	3.0	168	10.4	332	19.1	
はえ縄	-	-	33	2.2	36	2.1	102	6.3	202	11.6	
船曳網	-	-	17	1.1	27	1.6	57	3.5	113	6.5	
採貝・採藻	545	40.7	587	38.5	624	36.0	726	45.1	831	47.8	
定置網			32	2.1	38	2.2	146	9.1	256	14.7	
その他の漁業	198	14.8	252	16.5	278	16.0	534	33.2	602	34.6	
海面養殖業	40	3.0	36	2.4	33	1.9	71	4.4	226	13.0	
上記以外の漁業	98	7.3	6	0.4	11	0.6	8	0.5	47	2.7	
合計	1,339	100.0	1,524	100.0	1,734	100.0	1,608	100.0	1,738	100.0	

資料：第 8～12 次漁業センサスより作成

注 1) 1988～1998 年までは「主とする管理対象漁業種類別」、2003 年以降は「営んだ管理対象漁業種類別」データから取り出した数値である。漁業センサス上は、88～93 年までは「主とする」データのみ、98 年には「主とする」と「営んだ」両方のデータが掲載されており、03 年以降は「営んだ」データに統一されている。

注 2) 1988 年の「採貝・採藻」の内訳は、採貝 (496 組織, 37.0%) + 採藻 (49 組織, 3.7%) である。

注 3) 1988 年の「上記以外の漁業」は、他の年度のそれとは意味合いが異なるので注意が必要である。1988 年度の管理対象漁業種類として挙げられている項目は、「小型底曳網」、「その他の刺網」、「採貝」、「採藻」、「その他の漁業」、「上記以外の漁業」、「海面養殖業」の 7 項目である。よって、88 年に限っては、「小型底曳網以外の底曳網」、「釣り」、「はえ縄」、「船曳網」、「定置網」の 5 漁種は、「上記以外の漁業」の中に含まれると考えられる。

(6) 管理対象漁業種類数

管理対象とする漁業種類は、大半が「1 種類の漁種」を管理対象とする組織で、88 年以来、一貫して全体の約 7 割前後を占めている (表 7 参照)。2003 年度では、「1 種類の漁種」を管理している組織数が 66.0%、「2 種類の漁種」を管理するもので 20.7% となっており、2 種類までの漁種を管理する組織で全体の 9 割弱 (86.7%) を占める。多いのは 2 種類までで、3 種類以上の漁種数を管理する組織は 13.3% と比較的少数に留まっている。複数漁種の管理が困難であることの表れとみることができる。

「1 種類の漁種」を管理している組織は、88 年から 93 年にかけて 4.2 ポイント増加 (増加率: 20.7%) したが、98 年には横ばい、98 年から 03 年には 7.6 ポイント減少 (減少率: -16.9%) している。03 年には、実数では 88 年比約 1.15 倍となるが、構成比では 2.8 ポイント減少した。また、「2 種類の漁種」を管理している組織は、88 年から 93 年にかけて 3.4 ポイント増加 (増加率: 38.9%) したが、93 年以降は大きく変化せず、03 年には 88 年比で 4.9 ポイント増 (実数で約 1.58 倍) となった。一方、3 種類以上の漁種を管理する組織は、「10 種類以上」を除くいずれの種類数においても 88 年から 93 年にかけて一旦組織数を減少させるも、93 年以降は徐々にではあるが増加して 88 年と同水準かもしくはそれ以上の水準に達していることが確認できる。しかし、全体としては、やはり 3 種類以上の漁種を管理対象とする組織数には伸びが小さい。03 年には、「3 種類の漁種」を管理する組織は、88 年比で 0.9 ポイント減 (約 1.03 倍)、「4 種類の漁種」を管理する組織で 0.2 ポイント増 (約 1.27 倍)、「5～9 種類の漁種」を管理する組織が 1.8 ポイント増 (約 2.13 倍) となっている。

管理組織に関する統計が開始された 88 年から 15 年を経た 03 年においても、未だ「1 種類の漁種」を管理対象とする組織が大半であることに変化は無い。相変わらず複数漁種を対象とする管理は、その困難性を克服するまでには至っていないということであろう。

表7 管理対象漁業種類別組織数の推移

	1988年		1993年		1998年		2003年	
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)
1種類	921	68.8	1,112	73.0	1,277	73.6	1,061	66.0
2種類	211	15.8	293	19.2	317	18.3	333	20.7
3種類	87	6.5	60	3.9	69	4.0	90	5.6
4種類	44	3.3	29	1.9	23	1.3	56	3.5
5～9種類	32	2.4	30	2.0	48	2.8	68	4.2
10種類以上	44	3.3	-	-	-	-	-	-
合計	1,339	100.0	1,524	100.0	1,734	100.0	1,608	100.0

資料：第8～11次漁業センサスより作成

注) 第12次漁業センサスでは、「管理対象漁業種類別組織数」自体が調査されていない。

(7) 管理組織の設立契機

管理組織の設立契機は、2003年で「漁業資源の維持管理」を契機に挙げた組織が8割(80.6%)と最も多く、続いて「漁獲量減少への対応」を目的としたものが7割弱(66.6%)、「漁場の有効利用」を目的としたものが5割(50.1%)と続く(表8参照)。これは、漁協下部組織、および漁協単一組織別にみても同様の結果が得られる。また、「漁業資源の維持管理」を設立契機とした組織数の構成比率は、88年から03年にかけてほとんど変化が無い。一方で、「漁獲量減少への対応」と「その他」が微増しているほか、それ以外の項目は、すべて減少傾向にある。なお、この設立契機は、第11次(2003年)センサスより、2～3種類の契機から漁業管理を開始した組織が最も多い。漁業種類別にみると、採貝藻、刺網、その他の漁業、小型底曳網のいずれも、「漁業資源の維持管理」に次いで「漁獲量の減少」、「漁場の有効利用」を設立契機としたものが多く、全体傾向と同様の傾向が読み取れる。

表8 設立の契機別延べ組織数の推移

	1988年		1993年		1998年		2003年	
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)
漁業資源の維持管理	1,092	81.6	1,221	80.1	1,395	80.4	1,296	80.6
漁獲量減少への対応	849	63.4	974	63.9	1,123	64.8	1,071	66.6
漁場の有効利用	700	52.3	769	50.5	820	47.3	806	50.1
漁業者間の競争排除	605	45.2	639	41.9	648	37.4	567	35.3
漁場利用の均等化	500	37.3	533	35.0	572	33.0	512	31.8
漁場競合の排除	390	29.1	413	27.1	441	25.4	362	22.5
その他	31	2.3	53	3.5	80	4.6	67	4.2
合計	1,339	-	1,524	-	1,734	-	1,608	-

資料：第8～11次漁業センサスより作成

注) 第12次漁業センサスでは、「設立の契機別管理組織数」自体が調査されていない。

(8) 管理活動の内容

管理組織が実践した漁業管理の内容をみると、「漁業資源の管理」を実施した組織数は、構成比で74.7%(88年)から84.6%(03年)にまで増加している(表9参照)。そして、「漁場の管理」、「漁獲の管理」に至っては、88年より一貫して9割以上の管理組織が実践しており、特に後者については99%以上の組織が実施するものとなっている。なお、統計データ上の問題で、88年の「漁獲の管理」の各内容項目(～)に関する数値には、注意が必要である(表9の注1参照)。

各管理項目の中身を詳しくみていくと、「漁業資源の管理」の中でも「漁業資源の増殖」が88年

以来6割以上と最も多いが、それ以外の取組項目を実施する組織も徐々に増加していることがわかる。特に、「資源量把握」は03年で88年比10.2ポイント（実数で約1.74倍）もの大きな増加率を示している。03年では、「漁業資源の管理」に取り組んだ組織の中で、「漁業資源の増殖」を実施したものが66.4%、「資源量把握」が32.8%、「漁獲（収獲）枠設定」が29.7%となった。

「漁場の管理」では、「漁場利用取決め」と「漁場監視」に取り組む組織の多さが目立つ。「漁場監視」に関しては、構成比の低下傾向が見られ、03年には88年比9.6ポイントと大きく減少した。一方で、「漁場保全」に取り組む組織数には大きな伸びが見られ、03年には88年比で14.5ポイント増（約1.91倍）となった。03年では、「漁場の管理」に取り組んだ組織の中で、「漁場利用取決め」を内容としたものが72.6%、「漁場監視」が55.0%、「漁場保全」が39.0%となっている。

「漁獲の管理」では、88年データ⁽¹³⁾には注意が必要であるが、概ね9割前後の組織が「漁期規制」を実践しているほか、「漁獲（収獲）サイズ規制」、「漁具規制」、「漁法規制」、「操業時間規制」にも比較的多くの組織が取り組んでいることが見て取れる。統計データの信頼度を考慮し、93年以降のデータから分析すると、93年から03年にかけて、「漁期規制」、「漁船隻数規制」、「出漁日数規制」、「操業時間規制」、「操業人員規制」、「漁獲（収獲）サイズ規制」、「その他規制」など多くの項目で構成比の減少傾向が認められた。特に減少率の高かった「その他規制」については、03年で93年比7.2ポイント減となったほか、「漁船隻数規制」がそれに次ぐ6.2ポイント減、「操業人員規制」が5.6ポイント減となった。一方で、「漁法規制」、「漁具規制」、「漁獲（収獲）量規制」などは、微増に留まった。03年では、「漁獲の管理」に取り組んだ組織の中で、「漁期規制」を実施したものが88.4%、「漁獲（収獲）サイズ規制」が84.9%、「漁具規制」が72.9%、「漁法規制」が71.0%、「操業時間規制」が66.7%、「出漁日数規制」が47.3%となった。

表9 漁業管理の実施内容別組織数の推移

		1988年		1993年		1998年		2003年	
		実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)
漁業資源の管理	資源量把握	303	22.6	434	28.5	530	30.6	527	32.8
	漁獲(収獲)枠設定	340	25.4	380	24.9	467	26.9	477	29.7
	漁業資源増殖	841	62.8	983	64.5	1,177	67.9	1,067	66.4
	その他	49	3.7	90	5.9	204	11.8	112	7.0
	+	152	11.4	196	12.9	234	13.5	254	15.8
	実施組織数合計	1,000	74.7	1,221	80.1	1,462	84.3	1,361	84.6
漁場の管理	漁場保全	328	24.5	327	21.5	625	36.0	627	39.0
	漁場造成	375	28.0	406	26.6	523	30.2	433	26.9
	漁場利用取決め	914	68.3	1,091	71.6	1,244	71.7	1,168	72.6
	漁場監視	865	64.6	964	63.3	1,043	60.1	885	55.0
	その他	18	1.3	28	1.8	59	3.4	19	1.2
	実施組織数合計	1,236	92.3	1,417	93.0	1,624	93.7	1,472	91.5
漁獲の管理	漁期規制	1,842	137.6	1,394	91.5	1,568	90.4	1,422	88.4
	漁法規制	1,318	98.4	1,048	68.8	1,134	65.4	1,141	71.0
	漁船隻数規制	639	47.7	536	35.2	478	27.6	467	29.0
	漁船トン数・馬力数規制	536	40.0	465	30.5	495	28.5	498	31.0
	漁具規制	1,325	99.0	1,095	71.9	1,230	70.9	1,172	72.9
	出漁日数規制	886	66.2	734	48.2	887	51.2	760	47.3
	操業時間規制	1,044	78.0	1,050	68.9	1,177	67.9	1,073	66.7
	操業人員規制	465	34.7	378	24.8	342	19.7	309	19.2
	漁獲(収獲)サイズ規制	1,402	104.7	1,300	85.3	1,469	84.7	1,365	84.9
	漁獲量(収獲量)規制	446	33.3	427	28.0	510	29.4	501	31.2
その他規制	149	11.1	172	11.3	152	8.8	66	4.1	
	実施組織数合計	1,333	99.6	1,514	99.3	1,728	99.7	1,592	99.0
総合計		1,339	100.0	1,524	100.0	1,734	100.0	1,608	100.0

資料：第8～11次漁業センサスより作成

注1) 88年の「漁獲の管理」を行った組織数のデータについては、各内容項目(～)について、「制度による規制」と「自主規制」を小計した数値を算出している。しかし、「漁期規制」や「漁獲(収獲サイズ規制)」を行った組織数は、「漁獲の管理」を実施した組織数の合計のみならず管理組織数の総合計を超えており、信頼度に疑問が残る数値となっている。ちなみに、93年の同様のデータでは、「法制度による規制のみ」、「自主規制のみ」、「法制度による規制と自主規制」の小計がセンサス上で明らかにされており、こちらは信頼できる数値であると思われる。

注2) 第12次漁業センサスでは、「漁業管理の実施内容別組織数」自体が調査されていない。

(9) 規制方法

第11次漁業センサスでは、「漁獲の管理」の各管理項目の規制方法を、「法制度による規制のみ」、「自主規制のみ」、「法制度による規制と自主規制」の3種に区分している。「漁獲の管理」の管理項目の中でも、自主規制(＝が中心。「自主規制中心型」)で管理に取り組んでいる組織数が多いのは、「操業時間規制」(81.5%)、「出漁日数規制」(81.1%)、「漁獲量規制」(79.4%)、「操業人員規制」(77.3%)の4項目である(表10参照)。逆に、法規制(＝が中心。「法規制中心型」)で漁獲規制を行っている組織数が多いのは、「漁船トン数・馬力数規制」(68.3%)である。それ以外のものは、「法規制・自主規制型」に分類したが、中身は様々で、「法制度による規制と自主規制」の両方を中心に漁獲管理を実践していたり、自主規制が多いが法制度による規制も実施していたり、3種類のパターンが満遍なく存在するなど、様々なタイプに細分化される。

表10 漁獲管理の規制方法別組織数の構成比率とタイプ分類

単位：%

規制方法 / 管理手段	法規制中心型		自主規制中心型			法規制・自主規制型(その他)				
	漁船トン数・馬力数規制	操業時間規制	出漁日数規制	漁獲量規制	操業人員規制	漁期規制	漁法規制	漁船隻数規制	漁具規制	漁獲サイズ規制
法規制のみ	68.3	6.2	5.9	9.8	14.2	27.8	41.5	40.5	32.1	37.4
自主規制のみ	18.3	81.5	81.1	79.4	77.3	26.4	31.1	43.9	41.7	27.8
法規制と自主規制	13.5	12.3	13.0	10.8	8.4	45.8	27.4	15.6	26.2	34.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：第11次(2003年)漁業センサスより作成

(10) 罰則

漁業管理に関する罰則の有無については、03年で「罰則のある組織」が6割強(63.7%)、残りの4割弱(36.3%)を「罰則の無い組織」が占めていることが分かる(表11参照)。「罰則のある組織」は、88年以来一貫して全体の6割を超えているが、03年の構成割合は88年比で0.1ポイント増(実数で約1.2倍)に留まっている。

罰則の内容としては、「操業停止」が03年で5割強(52.3%)と最も多く、「罰金」の3割(31.0%)がそれに続く。「罰則のある組織」の中で、「操業停止」処分を課す組織の割合は03年で88年比0.3ポイント増(実数で約1.2倍)、「罰金」を課す組織数も同様に0.9ポイント減(実数で約1.17倍)とほぼ横ばいであった。「その他」の制裁措置を科す組織数は、03年に落ち込みが見られ、88年比で3.7ポイント減(実数で10.8%減)となった。

一方、「罰則の無い組織」は、88年以来全体の4割弱で推移しており、03年には88年比で0.1ポイント減(実数で約1.2倍)に留まった。

表 11 漁業管理に関する罰則の有無および種類別組織数の推移

		1988年		1993年		1998年		2003年	
		実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)
罰則あり	操業停止	696	52.0	738	48.4	846	48.8	841	52.3
	罰金	427	31.9	473	31.0	513	29.6	498	31.0
	その他	194	14.5	250	16.4	273	15.7	173	10.8
	小計	852	63.6	960	63.0	1,054	60.8	1,025	63.7
罰則なし		487	36.4	564	37.0	680	39.2	583	36.3
合計		1,339	100.0	1,524	100.0	1,734	100.0	1,608	100.0

資料：第 8～11 次漁業センサスより作成

注) 第 12 次漁業センサスでは、「罰則の有無・種類別組織数」自体が調査されていない。

(11) 漁業管理に係る調整

表 12 は、漁業管理に係る調整の種類ごとに組織数の推移を見たものである。「組織内の漁業種類間」、「漁業地区内の他漁業種類」、「他の漁業地区・市町村等」の順に、調整範囲の広域化に伴って管理に係る調整そのものが高度化し、さらには対「遊漁」における調整は、最も困難を極める事項であることが推察できる。03 年では、「漁業地区内の他漁業種類」との調整を図っている組織が 6 割弱(56.9%)と最も多く、次いで「組織内の漁業種類間」で調整を行っているものが 45.5%、「他の漁業地区・市町村等」との調整を行っているものが 40.7%となっている。なお、「遊漁」との調整を図っている組織は、わずかに 13.4%であった。これらのデータには、組織数のカウントに重複が見られ、漁業管理を実行する上で、1 つの管理組織に対して、組織内外で調整を図らねばならない対象が複数存在することを示している。そして、いずれの調整項目においても、それを実行する組織数は年を重ねるごとに増加傾向にある。

項目別にみると、「組織内の漁業種類間」での調整を図っている組織は、03 年では、93 年と比較して約 1.57 倍、構成比で 24.5 ポイントもの大幅な増加が見られる。「漁業地区内の他漁業種類」との調整を行っている組織においても、03 年には 88 年比で約 1.58 倍(27.3 ポイント増)と大きく増加していることが確認できる。「他の漁業地区・市町村等」との調整を実施した組織は、同様に 88 年比で約 1.08 倍(9.9 ポイント増)となったが、「遊漁」との調整を図っている組織は、93 年比約 1.01 倍(3.9 ポイント増)に留まった。「遊漁」以外の 3 項目の中でも、特に「漁業地区内の他漁業種類」との調整、「組織内の漁業種類間」での調整を行う組織数の増加が著しい。調整範囲が広域化する「他の漁業地区・市町村等」との調整は、それに係る漁業者数も大きく増加する中で、話し合いを重ねて合意形成を行い、統一した管理体制を築いていくことがなかなか困難であることが予想され、98 年までは構成比の伸び率が鈍化していたが、それでも 03 年には 98 年比 8.6 ポイント増と大きく伸びている。「遊漁」との調整は、構成比で見ると、わずかずつであるが堅実に増加基調を続けている。

表 12 漁業管理に係る調整の種類別組織数の推移

	1988年		1993年		1998年		2003年	
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)
組織内の漁業種類間調整	-	-	320	21.0	470	27.1	501	45.5
漁業地区内の他漁業種類との調整	396	29.6	582	38.2	671	38.7	626	56.9
他の漁業地区・市町村等との調整	413	30.8	489	32.1	557	32.1	448	40.7
遊漁との調整	-	-	145	9.5	192	11.1	147	13.4
合計	1,339	100.0	1,524	100.0	1,734	100.0	1,100	100.0

資料：第8～11次漁業センサスより作成

注)第8次漁業センサスでは、「組織内の漁業種類間調整」と「遊漁との調整」のデータ項目無し。なお、第12次漁業センサスでは、「漁業管理に係る調整の種類別組織数」自体が調査されていない。

(12) 漁獲物の決済方法

管理組織における漁獲物の決済方法については、03年度で「個人決済」に委ねている組織が9割弱(87.3%)と大半を占め、「プール計算」を採用している組織が1割強(12.1%)となっている(表13参照)。それ以外の決済方法をとっている組織(「その他」)もわずかながら存在するが、その値の小ささからほとんど無視できるものと考えられる。「個人決済」を行っている組織数は、03年で88年比約1.18倍となったが、構成比は1.2ポイント減少した。構成比で見ると、88年から一貫して8割をきることはないものの、98年までは低下傾向にあり、03年で98年比5.2ポイント増まで上昇している。93年、98年における構成比の低下は、「プール計算」を行う組織数の増加によるものである。その「プール計算」による決済を実施している組織数は、98年まで増加傾向にあったが、03年では減少し、88年比で約1.33倍(1.1ポイント増)に留まった。

「プール計算」を採用する組織の中でも、98年では、「単純配分」を行っている組織数が5割弱(49.0%)と最も多いが、「加重配分」を行っている組織数も43.9%と、それに迫る勢いである。構成比では、「単純配分」を行っている組織が93年以降若干低下しているのとは対照的に、「加重配分」を行っている組織、「その他のプール配分」を実施している組織が、88年から98年にかけて増加基調にある。98年では、「単純配分」を行っている組織数は88年比で約1.78倍(2.3ポイント増)、「加重配分」を行っている組織数が同様に約2.11倍(2.8ポイント増)、「その他のプール配分」を実施している組織数が約4.2倍(0.8ポイント増)となった。

表13 漁獲物(収獲物)の主な決済方法別組織数の推移

	1988年		1993年		1998年		2003年		
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	
個人決済	1,185	88.5	1,266	83.3	1,424	82.1	1,403	87.3	
プール計算	単純配分	81	6.0	129	8.5	144	8.3	-	-
	加重配分	61	4.6	100	6.6	129	7.4	-	-
	その他	5	0.4	9	0.6	21	1.2	-	-
	小計	147	11.0	238	15.7	294	17.0	195	12.1
その他	7	0.5	15	1.0	16	0.9	10	0.6	
合計	1,339	100.0	1,519	100.0	1,734	100.0	1,608	100.0	

資料：第8～11次漁業センサスより作成

注1)第11次漁業センサスでは、プール計算の配分方法に関するデータ項目が削除されている。

注2)第12次漁業センサスでは、「漁獲物の決済方法別組織数」自体が調査されていない。

(13) 管理費用

表14に、漁業種類別の漁業管理に要した費用を示した。03年の「管理費用総額⁽¹⁴⁾」は、98年の1,001億円から8.7%減の914.4億円となった。注目すべきは、98年から03年にかけての「参加経営体の負担額割合」と「参加経営体以外の負担額割合」の逆転変化である。表14によれば、前者は43.1%(1998年)から61.2%(2003年)へと18.1ポイントも急増し、逆に後者は56.9%(1998年)から38.8%(2003年)へと急減した。これにより、98年から03年の5年間で、「参加経営体以外の負担額割合」が高かった98年と、「参加経営体の負担額割合」が急増して「参加経営体以外の負担額割合」を上回った03年との間に、大きな変化が起きている。98年から03年にかけての「参加経営体以外の負担額割合」の急減は、行政による補助金の縮減・カットによる影響を反映した結果ではないかと

考えられるが、「制度的補助金の有無別組織数」については、次の表 15 にて考察しているため、ここでは事実の記述に留め置く。なお、03 年の「1 組織当たり費用総額」は、98 年の 7,538 万円からわずかに 3.3%減少して 7,292 万円となった。一方で、「1 経営体当たり負担金額」は、80 万円（1998 年）104 万円（2003 年）へと 30.0%増加した。漁業者の高齢化・後継者不足と新規就業者確保の困難性により、漁業経営体の縮小が進んでおり、管理組織内の 1 経営体当たりの費用負担が増加していることが懸念される。

漁業種類別には、03 年で「管理費用総額」の高いものは、「小型底曳網」の 563.9 億円、「採貝・採藻」の 187.8 億円であり、全体の費用総額のうち前者が 61.7%、後者が 20.5%と、上記 2 漁種で 8 割強（82.2%）を占めている。「小型底曳網」の管理費用は、構成比で見ると、98 年から 03 年の 5 年間で 55.3%（1998 年）から 61.7%（2003 年）へと 6.4 ポイント増加し、一方「採貝・採藻」の管理費用も、18.9%（1998 年）から 1.6 ポイント増加して 20.5%（2003 年）となった。98 年において「採貝・採藻」に次いで費用総額の高かった「その他の漁業」（135.1 億円）は、03 年には 73.7 億円へと管理費用を低下させ、その構成比も、13.5%（1998 年）から 8.1%（2003 年）へと 5.4 ポイント減少した。また、98 年から 03 年にかけて、「刺網」（3.4% 1.7%）、「定置網」（6.1% 5.3%）、「釣り」（1.8% 1.2%）はいずれも構成比を減少させている。

「1 組織当たり費用総額」の高い漁業種類は、03 年で「小型底曳網」の 3.5 億円、「定置網」の 2.0 億円であり、前者は 98 年比約 12.0%増、後者は同様に約 11.0%減となった。一方、「1 組織当たり費用総額」の比較的低い漁業種類は、03 年で「上記以外の漁業」（45 万円）、「船曳網」（559 万円）、「はえ縄」（590 万円）、「刺網」（751 万円）である。「1 組織当たり費用総額」が、98 年から 03 年にかけて大きく増加したのは、「小型底曳網以外の底曳網」（1,443 万円 3,867 万円、約 2.68 倍）一方、減少が目立ったのは、「釣り」（4,388 万円 1,287 万円、- 70.7%）、「刺網」（1,381 万円 751 万円、- 45.6%）、「はえ縄」（1,046 万円 590 万円、- 43.6%）であった。

「1 経営体当たり負担金額」については、03 年で負担金額の高かった漁業種類は、「1 組織当たり費用総額」で出た結果と同様、「小型底曳網」の 695 万円、「定置網」の 586 万円であり、前者は 98 年比約 1.61 倍、後者は同様に約 6.51 倍と大きく増加した。それ以外の漁業種類においては、いずれも 40 万円以内の負担額となっているが、中でも「刺網」（3 万円）、「釣り」（6 万円）、「はえ縄」（6 万円）における負担額が低い。「1 経営体当たり負担金額」に大きな変化が見られるのは、上記の「定置網」が群を抜いているが、「船曳網」、「海面養殖業」では 03 年の負担金額がそれぞれ 98 年の約 2.5 倍、約 2.2 倍増となったほか、「小型底曳網以外の底曳網」では同様に 57.1%減、「刺網」が 50.0%減となった。「小型底曳網」は、漁法の特性上、種苗放流・中間育成などの費用負担が大きいものと推察されるが、1 経営体当たりの管理費用としてはかなり高額であり、漁業者の肩に大きな負担となつてのしかかっていると思われる。

「参加経営体の負担額割合」を見ると、「小型底曳網」の負担額割合は 03 年で 76.7%（432.3 億円）と高く、「参加経営体以外の負担額割合」が 23.3%（131.6 億円）となっている。この数値は、98 年の「小型底曳網」における「参加経営体の負担額割合」の 62.1%（343.9 億円）を 14.6 ポイント上回るものであり、漁業者の直接的負担の増加を表している。前述の通り、「小型底曳網」漁業者は、03 年で 1 経営体につき 696 万円もの高額の管理費用を負担している。なお、当該漁業の「参加経営体数⁽¹⁵⁾」は、7,961 経営体（1998 年）から 6,220 経営体（2003 年）へと大きく減少しており、少ない漁業経営体で多額の管理費用を負担せねばならない傾向は、今後益々進むことが懸念される。また、03 年で「小型底曳網」と並んで「1 経営体当たり負担金額」の高かった「定置網」では、03 年度の「参加経営体の負担額割合」が 97.9%（47.8 億円）と、ほぼ全額を漁業者が直接負担している。しかし、98 年においては、「参加経営体の負担額割合」は 35.4%（21.7 億円）と比較的低く、「参加経営体以外の負担額割合」が 64.6%（39.5 億円）を占めている。このような「参加経営体の負担額割合」と「参加経営体以外の負担額割合」の逆転現象（98 年 03 年）は、「船曳網」や「海面養殖業」でも

確認することができる。なお、「定置網」の「参加経営体数」は、2,406 経営体（1998 年）から 816 経営体（2003 年）へと大幅に減少している。

2003 年において「参加経営体の負担額割合」が高かったのは、「定置網」（97.9%、47.8 億円）「海面養殖業」（79.7%、6.6 億円）「小型底曳網」（76.7%、432.3 億円）「船曳網」（75.3%、8,003 万円）「はえ縄」（56.3%、7,646 万円）であった。逆に、「参加経営体以外の負担額割合」が高かったのは、「上記以外の漁業」（94.4%、85 万円）「小型底曳網以外の底曳網」（89.2%、207 万円）「刺網」（88.3%、13.9 億円）「釣り」（83.9%、9.5 億円）「採貝・採藻」（77.7%、145.8 億円）「その他の漁業」（65.5%、48.3 億円）であった。また、ほとんどの漁業種類で 98 年から 03 年にかけて「参加経営体の負担額割合」の増加が見られ、「参加経営体以外の負担額割合」が増加したのは、「小型底曳網以外の底曳網」（60.4% → 89.2%）「上記以外の漁業」（70.7% → 94.4%）の 2 漁種のみであった。

表 14 漁業種類別漁業管理に要した費用

単位：百万円，%

		1998年					2003年				
		費用総額	参加経営体の負担額割合 (%)	参加経営体以外の負担額割合 (%)	1組織当たり費用総額	1経営体当たり負担金額	費用総額	参加経営体の負担額割合 (%)	参加経営体以外の負担額割合 (%)	1組織当たり費用総額	1経営体当たり負担金額
底曳網	小型底曳網	55,368.65	62.1	37.9	309.32	4.32	56,391.15	76.7	23.3	345.96	6.95
	小底以外	101.01	39.6	60.4	14.43	0.77	232.02	10.8	89.2	38.67	0.33
	計	55,469.66	62.1	37.9	298.22	4.29	56,623.17	76.4	23.6	335.05	6.87
	刺網	3,368.81	8.4	91.6	13.81	0.06	1,577.11	11.7	88.3	7.51	0.03
	釣り	1,843.12	12.8	87.2	43.88	0.10	1,132.90	16.1	83.9	12.87	0.06
	はえ縄	188.30	47.3	52.7	10.46	0.05	135.79	56.3	43.7	5.90	0.06
	船曳網	104.62	30.0	70.0	9.51	0.04	106.23	75.3	24.7	5.59	0.10
	採貝・採藻	18,881.72	12.6	87.4	33.84	0.11	18,775.03	22.3	77.7	34.51	0.15
	定置網	6,119.76	35.4	64.6	218.56	0.90	4,882.75	97.9	2.1	195.31	5.86
	その他の漁業	13,505.13	24.7	75.3	64.01	0.30	7,373.52	34.5	65.5	55.44	0.40
	海面養殖業	597.95	37.8	62.2	23.92	0.17	833.32	79.7	20.3	20.32	0.38
	上記以外の漁業	27.74	29.3	70.7	5.55	0.05	0.90	5.6	94.4	0.45	0.00
	合計	100,106.81	43.1	56.9	75.38	0.80	91,440.72	61.2	38.8	72.92	1.04

資料：第 10 次（1998 年）11 次（2003 年）漁業センサスより作成

注 1) 「参加経営体以外の負担額割合」は、「費用総額割合」（100%） - 「参加経営体の負担額割合」から算出した。なお、「参加経営体の負担額割合」（%）は、センサス上の「参加経営体の負担額」を基に求めたものである。

注 2) 第 12 次センサスでは、管理費用に関する調査が実施されていない。

表 15 は、漁業種類ごとに管理組織に下りる制度的補助金の有無を見たものである。98 年から 03 年までの 5 年間の変化としては、「補助金あり」と回答した組織が、847 組織（98 年）702 組織（03 年）へと 17.1%減少し、構成比も 63.8%から 43.7%にまで落ち込んだ（20.1 ポイント減）。一方で、「補助金なし」と回答した組織は、481 組織（98 年）から 906 組織（03 年）へ約 1.89 倍の増加を見せ、構成比も 36.2%から 56.3%に上昇した。このことは、表 14 で得られた、98 年から 03 年にかけての「参加経営体の負担額割合」の増加 = 「参加経営体以外の負担額割合」の急減という結果と符合する。即ち、補助金のコストカットにより、漁業管理に係る費用の多くを漁業者の自己負担で賄わねばならず、漁業者にとって管理を継続するのにより厳しい状況になってきていることが推察される。

漁業種類別に見ると、2003 年度で「補助金あり」と回答した割合が高かった漁種は、「採貝・採藻」（57.6%）「釣り」（57.0%）であり、逆に「補助金なし」の割合が高かった漁種は、「船曳網」（84.8%）

「海面養殖業」(78.9%)、「定置網」(77.8%)、「はえ縄」(75.0%)、「刺網」(69.0%)、「小型底曳網以外の底曳網」(66.7%)であった。なお、「補助金なし」の割合は、「その他の漁業」(62.4%)、「小型底曳網」(61.0%)でも一様に6割を超えており、比較的高い値を示している。

また、98年から03年までの5年間で、「補助金あり」と回答した組織の割合が上昇したのは、「小型底曳網以外の底曳網」(28.6%→33.3%)、「釣り」(52.4%→57.0%)、「はえ縄」(16.7%→25.0%)の3漁種のみであり、他はすべて「補助金なし」の割合を増加させている。

表 15 制度的補助金の有無別組織数

		1998年					2003年						
		合計		あり		なし		合計		あり		なし	
		実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)
底曳網	小型底曳網	179	102	57.0	77	43.0	205	80	39.0	125	61.0		
	小底以外	7	2	28.6	5	71.4	12	4	33.3	8	66.7		
	計	186	104	55.9	82	44.1	217	84	38.7	133	61.3		
刺網		244	151	61.9	93	38.1	303	94	31.0	209	69.0		
釣り		42	22	52.4	20	47.6	107	61	57.0	46	43.0		
はえ縄		18	3	16.7	15	83.3	40	10	25.0	30	75.0		
船曳網		11	6	54.5	5	45.5	33	5	15.2	28	84.8		
採貝・採藻		558	401	71.9	157	28.1	615	354	57.6	261	42.4		
定置網		28	13	46.4	15	53.6	36	8	22.2	28	77.8		
その他の漁業		211	134	63.5	77	36.5	197	74	37.6	123	62.4		
海面養殖業		25	11	44.0	14	56.0	57	12	21.1	45	78.9		
上記以外の漁業		5	2	40.0	3	60.0	3	-	-	3	100.0		
合計		1,328	847	63.8	481	36.2	1,608	702	43.7	906	56.3		

資料：第10次(1998年)、11次(2003年)漁業センサスより作成

注)第12次センサスでは、「制度的補助金の有無」に関する調査が実施されていない。

表 16 には、2003年センサスデータを基に算出した、1経営体当たり漁業管理費用負担金額別組織数の構成割合を示した。いずれの漁業種類においても、1経営体当たりの管理費用が「10万円未満」の組織が全体の4~8割程度存在するほか、大半が「20万円以下」の負担に集中していることがわかる。しかし、中には個人経営体と雖も高額な管理費用を負担する割合の高い漁種も存在する。03年において「1経営体当たり負担金額」の高かった「小型底曳網」と「定置網」では、1経営体につき「500万円以上」の高額な費用負担を行った組織数が、前者で1割(10.4%)、後者で2割強(23.5%)にも上った。なお、「定置網」は、「50万円以上」の管理費用を負担した組織が5割強(47.1%)存在し、管理費用の高さでは他を圧倒している。

1経営体当たりの負担額がほぼ「20万円以下」に収まり、管理費用が比較的安かったのは、「刺網」(95.8%)、「はえ縄」(94.4%)、「釣り」(87.6%)の3漁種であった。「上記以外の漁業」では、管理組織のサンプル数が1組織と極端に少ないものの、対象組織の管理費用は「10万円未満」に抑えられている。一方で、1経営体につき「100万円以上」の高額な費用負担を行った組織の割合が高かったのは、「定置網」(35.3%)、「その他の漁業」(16.0%)、「小型底曳網」(15.1%)である。

いずれにしても、高額な管理費用の自己負担は、漁業管理の継続を困難にする大きな要因となろう。漁業種類を問わず、いかに管理費用を安く抑えながら漁業者のモチベーションを維持し、漁業管理を息の長い取組とするかが求められており、それは漁業者の自助努力のみに委ねられるべき問題ではない。行政の金銭的支援や制度的サポートのあり方の見直し、管理効果の検証を含めた試験研究機関との連携、施策の充実等により、総合的に解決を目指さなければならない喫緊の課題である。

表 16 1 経営体当たり漁業管理費用負担金額別組織数の構成割合

単位：組織，%

		サンプル 組織数	10万円 未満	10～20 万円	20～30 万円	30～50 万円	50～100 万円	100～500 万円	500万円 以上
底曳網	小型底曳網	106	57.5	11.3	5.7	2.8	7.5	4.7	10.4
	小底以外	3	66.7	-	-	33.3	-	-	-
	計	109	57.8	11.0	5.5	3.7	7.3	4.6	10.1
刺網		120	80.8	15.0	-	2.5	1.7	-	-
釣り		32	81.3	6.3	-	6.3	3.1	3.1	-
はえ縄		18	72.2	22.2	5.6	-	-	-	-
船曳網		18	66.7	11.1	-	16.7	5.6	-	-
採貝・採藻		317	60.9	18.3	6.3	8.8	3.8	1.9	-
定置網		17	41.2	5.9	-	5.9	11.8	11.8	23.5
その他の漁業		100	50.0	13.0	9.0	7.0	5.0	9.0	7.0
海面養殖業		27	48.1	18.5	11.1	7.4	7.4	-	7.4
上記以外の漁業		1	100.0	-	-	-	-	-	-
合計		759	62.6	15.2	5.1	6.6	4.3	3.0	3.2

資料：第 11 次（2003 年）漁業センサスより作成

注）第 12 次センサスでは、管理費用に関する調査が実施されていない。

（14）漁業管理の効果

漁業管理の効果としては、2003 年で最も多くの管理組織が高い評価を与えたのが「操業秩序維持」（81.1%）、次いで「漁獲量安定」（62.4%）、「漁業経営安定」（43.2%）の順となっている（表 17 参照）。この傾向は、統計が開始された 88 年以来、変化していない。

一方、比較的効果が少ないとされたのが、「漁業者間の所得格差縮小」（16.8%）、「漁業経費節減」（17.4%）である。両者ともに、88 年以降は一貫して構成比の低下傾向が見られ、「漁業者間の所得格差縮小」で 14.0 ポイント減（実数は - 34.5%）、「漁業経費節減」で 3.9 ポイント減（実数は - 1.8%）と、前者の減少率の高さが目立った。

表 17 管理効果の内容別組織数の推移

	1988年		1993年		1998年		2003年	
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)
操業秩序維持	1,128	84.2	1,282	84.1	1,377	79.4	1,304	81.1
漁獲量安定	873	65.2	970	63.6	1,196	69.0	1,004	62.4
漁業経営安定	605	45.2	674	44.2	792	45.7	695	43.2
魚価安定	392	29.3	535	35.1	560	32.3	448	27.9
漁獲金額増大・維持	-	-	-	-	447	25.8	381	23.7
所得格差縮小	412	30.8	389	25.5	409	23.6	270	16.8
漁業経費節減	285	21.3	276	18.1	310	17.9	280	17.4
その他	35	2.6	49	3.2	86	5.0	36	2.2
合計	1,339	100.0	1,524	100.0	1,734	100.0	1,608	100.0

資料：第 8～11 次漁業センサスより作成

注 1）第 8 次および第 9 次漁業センサスでは、「漁獲金額増大・維持」のデータ項目無し。

注 2）第 12 次漁業センサスでは、「管理効果の内容別組織数」自体が調査されていない。

3. 管理組織の特性と要点

以上のセンサス統計分析に照らし合わせて、日本における漁業管理組織の特性と要点をその推移に即してまとめると次のようになる。第1に、日本の漁業管理組織は、地縁・血縁関係を基礎に持つ漁業者の自主的な結合組織と言えるものであり、「漁協下部組織」(=漁業種類別部会、青年部など)または「漁協単一組織」(=漁協そのもの)を運営主体とするものが中心である。いずれにしても、漁協を基盤として成り立っていることが大きな特徴であり、これに関連して管理範囲も「1漁業地区内」に留まるものが大半である。日本の沿岸各地で、漁業者の手による話し合い重視のきめ細かい管理対応が展開されていることが多いのは、このためである。文書による取り決めを有する管理組織の総数は、2008年には88年比で1.79倍に大きく増加している。但し、表3で見たように、それは主として参加経営体規模の小さな組織の増加によるものである。「漁協連合組織⁽¹⁶⁾」を主体とする組織数の若干の増加傾向は、管理範囲の広域化を示唆しているようであるが、参加経営体規模が50経営体を越える組織数の減少や、単県レベル以上(「都道府県の全域」、「複数の都道府県」)を管理範囲とする組織数の伸び悩みといった現状を見ると、漁業管理の広域化はまだまだ大きな課題を抱えているものと思われる。

第2に、定着性資源を対象とする漁業における管理組織の設立が多く、遊泳性魚類を対象とした漁業においてはその管理範囲の拡大から組織的管理が困難になる傾向は、未だ根強く存在している。しかし、近年、「釣り」、「はえ縄」、「定置網」といった漁業種類で管理組織の設立が急速に進んでいることは、漁業管理の新たな展開として注目される兆候である。複数漁種の管理については、やはりこれまでと変わらず難しく、3種類以上の漁種を管理対象とする組織は、03年度でも全体の1割強(13.3%)に過ぎない。管理のしやすさの面から、単一漁業種類でかつ定着性の魚介類を対象とした管理が、引き続き日本の漁業管理の中心となることが予想される。

第3に、管理活動についてであるが、中身は様々で組織によりそのバランスは異なるものの、各管理組織が法規制と自主規制をうまく組み合わせる形で漁業管理を実施している。実施内容としては、「ア.漁業資源の管理」では「漁業資源増殖」、「イ.漁場の管理」では「漁場利用取決め」、「漁場監視」、「ウ.漁獲の管理」では「漁期規制」、「漁獲(収穫)サイズ規制」、「漁法規制」、「漁具規制」、「操業時間規制」を実施する組織数の多さが目立った。そして、これらの漁業管理の効果は、「操業秩序の維持」、「漁獲量の安定」といったところには表れているものの、「漁業者間の所得格差縮小」、「漁業経費の節減」などの、より本質的に漁業という産業の内部に切り込むような金銭面での直接的成果はそれほど得られていない。また、漁業者の命綱である「漁獲金額の増大・維持」の効果にしても、98年からの統計でデータの蓄積が少ないとはいうものの、それを挙げた組織は全体の3割にも満たず、さらに低下傾向さえ示している。漁業管理の効果は、漁業が本来的に有する競争的漁獲とそれによる過剰投資の宿命を回避させるところにまでは比較的及んでおらず、漁業者の共同管理にかける努力と期待される成果との間には開きが存在しているようでもある。

第4に、センサスの統計的観測として、管理組織の担い手減少が漁業者の費用負担の度合を今後ますます強める可能性が指摘できる。98年から03年にかけて、管理費用の総額に大きな変化はないものの、「1経営体当たりの負担金額」が80万円から104万円へと増加している事実は、漁業者の高齢化・後継者不足の進行により、少ない漁業者でこれまでと同額かもしくはそれ以上の管理費用を分担する必要が生じている可能性を感じさせる。漁業管理の長期継続には、生産者がいかにして管理に対する高いモチベーションを維持し、工夫を重ねながら少しずつでも組織を前進させようと士気を高めていく態勢を築けるかが鍵になると思われる。参加経営体における管理費用の負担を少額に抑えることは、管理意識の高位継続の意味で大変重要である。燃油代など漁業コストの高騰と魚価低迷の二重苦の中で、漁業者にかかる負担は増大し、表8における「漁業者間の所得格差縮小」効果の低下という現象に端的に見られるように、同じ管理組織内でも持てる漁業者と持たない漁業者との間の

格差は縮まるどころか徐々に拡大している可能性もある。そのような情勢の中での個人負担の増加は、漁業者同士の結束や団結力を揺るがし、管理組織の崩壊を早める大きな要因の一つとなりかねない。漁業者の自助努力の限界に十分配慮した上で、どこまでを行政サポートの範囲とするかという問題もあるが、より効率的な漁業管理に向けた金銭面・情報提供の面などあらゆる側面からの総合的なサポート体制の充実と最大限化が切に求められよう。

4. おわりに

センサス分析で得られた管理組織の基本的特性および現在までの傾向を踏まえると、各地における漁協合併の動きとも合わせて、今後も管理組織が広域化の方向性を迎えることは確実であるように思われる。但し、そのスピードと管理レベル(範囲・内容)に関しては、管理調整にかかる種々の障害を、漁業者自身が話し合いを重ねることで一つ一つ乗り越えながら徐々に進展するという性質のものであるため、目に見える事態の進行には長い年月を要するであろう。いずれにしても、そこには、管理対象資源の種類・性質によっては、単協による管理に限界があり、関係漁業者の協力を得て管理範囲を拡大せざるを得ないという事情が存在する。そして、すでに形成されている管理組織においても、より高度な管理体制を志向していく流れにある。

管理組織を取り巻く情勢は、漁業者の高齢化・後継者不足、魚価の低迷、操業コストの増大、漁業資源の減少など、一向に回復の気配がないものばかりで、管理組織の安定的存続・運営にとって負の要因となっている。さらに、2011年3月に起きた東日本大震災という未曾有の大災害の影響で、東北・関東地方の漁業管理組織の中には、大津波による計り知れないほどの深刻なダメージを受け、漁業再開・再生の見通しが立たない厳しい状況にあるところが数多く存在することが危惧される。復興支援の輪が広がる一方で、今後、福島第一原発の放射能漏れ事故による海水汚染の風評が魚介類にまで及び、高濃度放射性物質の検出という最悪のシナリオが現実のものとなるようなことがあれば、定着性資源の輸出制限や国内出荷制限等の措置を通して周辺漁業者にさらに大きな長期的被害をもたらす可能性が考えられる。東北・関東大震災が、原発事故と合わせて日本漁業に大きな爪痕を残したことは確実で、次回センサスでは管理組織の動向に何らかの変化が引き起こされていることは間違いないであろう。

震災被害に終息の気配が感じられない中で、今後の管理組織には、これまで以上に経済情勢、地域の状況に合わせた機動性に富んだ対応変化がますます望まれることになる。管理組織が地域や行政、研究機関とのネットワークの中で存立していく上で、周囲の環境条件の変化に常に対応できる柔軟性と機動力、意志統一能力を備えていることは大変重要であると思われる。管理組織がこれまで共同での存続に向けて当たり前のように実践してきた集団的対応や工夫の数々が、当該組織の発展を可能にしてきたのであり、その事実はこれからも変わることはないであろう。但し、当然ながら、センサス分析からだけでは、管理組織の持つ特性や大まかな傾向は捉えられても、個々の管理組織が過去から未来へ向かう時間軸の中で具体的にどのように変化に対応しようとしてきたかを観測することは不可能である。それには、現地に密着した詳細な事例分析により、管理組織の動きとそれに連なる人々の思いを汲み上げる作業が必要となる。なお、2003年から2008年にかけての大きな変化として、省庁のコストカットの影響を反映したデータ項目の大幅削減が行われ、多くの項目において統計データの連続性が損なわれていることは、管理組織の新たな兆候を見えにくくするという意味で大きな問題である。センサスデータの推移については、今後も引き続き注意深く観察していく必要がある。

注：

(1) 長谷川彰(1991), p.241, を参照。長谷川(1991)は、「資源管理型漁業」が、「特定の実体に

即して作られたものではなく、当初はむしろ一般的政策理念を表す用語」として登場し、その後、「現実に漁村で行われている管理事例」へと関心の対象が移動していったとしている。その上で、各人により「管理型」に対する様々な理解が存在する状況下において、いちはやく「漁業管理組織」を「管理型」の本体と見てはっきりとした定義を与えたことに、第8次センサスの積極的意義を見出しているのである。

- (2) 松浦勉(1991), pp.92-100, を参照。
- (3) 第8次センサスにおける漁業管理組織の分析については、長谷川彰(1991), pp.241-270、宮澤晴彦(1991), pp.271-304, を参照されたい。同様に、第9次センサスにおいては、加藤辰夫・佐久間美明(1997), pp.250-254、第10次センサスでは、佐久間美明(2001), pp.161-165、第11次センサスでは、三木奈都子(2006), pp.233-250, を参照のこと。なお、婁・小野(2001), pp.33-42, においても、第8~10次センサスを用いた漁業管理組織の統計分析が展開されている。
- (4) 農林水産省統計情報部(1990)『第8次漁業センサス第13報』, p.8, を参照。
- (5) 農林水産省統計情報部(1995)『第9次漁業センサス第13報』, p.8, を参照。
- (6) 農林水産省統計情報部(2005)『2003年(第11次)漁業センサス第1巻』, p.6, を参照。
- (7) 農林水産省統計情報部(2010)『2008年漁業センサス第1巻』, p.6, を参照。
- (8) 2003年以降は、管理組織の定義の一部変更に伴って「文書による取決めのある組織」のみが調査対象とされ、「管理組織の総数」=「文書による取決めのある組織数」となった。そのため、構成比の記述は03年以前までに留めた。
- (9) 第11次漁業センサスによれば、「その他の漁業」は、大臣許可漁業、知事許可漁業、大臣承認漁業、漁業権漁業、自由漁業以外のもので、以下の漁業を指す。
 - (ア) 官公庁、学校、試験場等の調査船の行う漁業
 - (イ) 海区漁業調整委員会の承認を受けて営む漁業
 - (ウ) 農林水産大臣に届け出を行って営む漁業
- (10) 88年における「上記以外の漁業」とは、「小型底曳網以外の底曳網」、「釣り」、「はえ縄」、「船曳網」、「定置網」を指していると考えられる。データの連続性を確保するため、88年のデータに合わせて「上記以外の漁業」に属するものを当該5漁業種として、93年、98年のデータを算出した。
- (11) 1998年の「営んだ管理対象漁業種類別」組織数のデータによれば、「小型底曳網」(279組織, 16.1%)、「小型底曳網以外の底曳網」(31組織, 1.8%)、「底曳網計」(310組織, 17.9%)、「刺網」(495組織, 28.5%)、「釣り」(106組織, 6.1%)、「はえ縄」(77組織, 4.4%)、「船曳網」(38組織, 2.2%)、「採貝・採藻」(761組織, 43.9%)、「定置網」(89組織, 5.1%)、「その他の漁業」(560組織, 32.3%)、「海面養殖業」(38組織, 2.2%)、「上記以外の漁業」(19組織, 1.1%)となっている。98年の管理組織数の総数は1,734組織であり、08年の総数(1,738組織)とほぼ同数である。
- (12) 三木(2006)においても、98年から03年にかけての変化として、従来組織の設立が少ないと見られていた「釣り」や「海面養殖業」、「船曳網」といった漁業種類における管理組織数の増加が指摘されている。三木奈都子(2006), p.235-236, を参照。
- (13) 「漁業管理の実施内容別組織数」については、婁小波・小野征一郎(2001), pp.38-39, においても同様の分析がなされているが、表8における88年のデータについて、婁・小野(2001)では、注書きや本文中にそれという記述がないものの、「制度による規制」のうち「漁業権行使規則」に基づいた規制が行われている組織の数値データのみを抜き出して分析している。「制度による規制」のうち「その他の法制度」に基づく規制を行っている組織、および「自主規制」

を敷いている組織については、考察対象とされていない。本文表9の注1にも記述したが、88年のセンサスデータに限り、規制項目(~)によっては、例えば「漁期規制」、「漁獲(収獲)サイズ規制」のように、「制度による規制」、「自主規制」を行っている組織の両方を含めると管理組織数の総合計の数値を越えてしまうものもあり、分析がしにくいところである。但し、データに即してより忠実に数値を追うと、本文表9のようになる。

- (14)「管理費用総額」については、婁小波・小野征一郎(2001), pp.41, においても同様の分析がなされている。但し、婁・小野(2001)では、表12において、98年の「漁業管理費用総額」およびそれに関連して「一組織当たり費用総額」、「参加経営体負担総金額」、「一経営体当たり負担費用額」の各データについては、そのままセンサスデータに即した正しい数値になっている一方で、93年における前記4データについては、本文中および注書きに記述がないが、いずれも「漁業資源の増殖に要した費用」からとった数値となっており、明らかな誤りであると思われる。よって、これらに関連して算出した値や分析内容には、誤りが含まれると考えられる。93年の第10次センサスまでは、「漁業管理に要した費用」が、「ア．漁業資源の増殖に要した費用」、「イ．漁場の保全に要した費用」、「ウ．漁場の造成に要した費用」の3種に分けて記述されており、これらを単純に合計すると、93年の漁業管理に要した費用総額は、 $A(540.2 \text{ 億円}) + I(44.6 \text{ 億円}) + U(323.0 \text{ 億円}) = 907.9 \text{ 億円}$ となる。この値を93年の管理費用総額とすれば、98年の管理費用総額である1,001億円と比較して、5年間で1.1倍にしか増加していないことになり、婁・小野(2001)による93年から98年にかけて管理総費用が「急増」している(p.41)との記述は、数値データのミスによる誤りではないかと思われる。
- (15)「参加経営体数」は、センサス上の「参加経営体が負担した金額」を「1経営体当たり負担金額」で除して求めた。
- (16)「漁協連合組織」を運営主体とする組織は、第11次(2003年)漁業センサスによれば、「複数の漁業協同組合が連合して、漁業管理に関する取決めを行い、これを実践しているもの又は漁業協同組合連合会が主体となって、漁業管理を実践しているもの」とされている。

参考文献：

- 加藤辰夫・佐久間美明(1997)「漁業管理組織」(廣吉勝治編著『日本漁業の構造再編』, 農林統計協会, 第5章の3)
- 佐久間美明(2001)「漁業管理組織の拡大と参加経営体の減少」(加瀬和俊編著『日本漁業の構造再編』, 農林統計協会, 第4章の2)
- 農林水産省統計情報部(1990)『第8次漁業センサス第2報〔海面漁業の背後条件及び漁業管理組織に関する統計〕』
- 農林水産省統計情報部(1990)『第8次漁業センサス第13報〔海面漁業の地域構造に関する統計〕』
- 農林水産省統計情報部(1995)『第9次漁業センサス第2報〔海面漁業の背後条件及び漁業管理組織に関する統計〕』
- 農林水産省統計情報部(1995)『第9次漁業センサス第13報〔海面漁業の地域構造に関する統計〕』
- 農林水産省統計情報部(2000)『第10次漁業センサス第1報〔海面漁業に関する統計(全国・大海区編)〕』
- 農林水産省統計情報部(2005)『2003年(第11次)漁業センサス第1巻〔海面漁業に関する統計(全国・大海区編)〕』
- 農林水産省統計情報部(2010)『2008年漁業センサス第1巻〔海面漁業に関する統計(全国・大海区編)〕』

長谷川彰（1991）「管理組織の全体状況」（長谷川彰編『日本漁業の構造分析』，農林統計協会，第4章第1節）

松浦勉（1991）「行政からみた資源管理関連事業の推移」（長谷川彰監修『漁業管理研究 限られた資源を生かす道』，成山堂書店，第2部）

三木奈都子（2006）「漁業管理組織の動向」（加瀬和俊編著『わが国水産業の再編と新たな役割 - 2003年（第11次）漁業センサス分析 -』，農林統計協会，第5章）

宮澤晴彦（1991）「漁業管理組織の類型分析」（長谷川彰編『日本漁業の構造分析』，農林統計協会，第4章第2節）

婁小波・小野征一郎（2001）「沿岸漁業における漁業管理と管理組織」（『東京水産大学論集』，36）